

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年7月15日

世田谷区

1. 業務内容

(1) 件名

世田谷区総合防災情報システム構築及び運用保守業務委託

(2) 目的

我が国では近年、震災、風水害等の災害が多発している。世田谷区においても、首都直下地震、集中豪雨等の風水害、富士山等の噴火降灰等の災害が想定されており、これらの災害に対する、防災、減災への取組みはきわめて重要な課題となっている。

一方で、現在世田谷区では、新庁舎の建て替えが進められており、災害対策本部の新庁舎への移転が予定されている中で、区の災害対応強化を図る良い契機となっている。

このような背景を踏まえ、区として一連の災害対応を今以上に迅速かつ円滑に行うことを目的として、高い技術力及び利便性、知識及び経験を持つ事業者を選定し、情報収集・意思決定ならびに情報発信機能を一元的に管理・運用する総合防災情報システムの構築及び運用保守業務を委託する。

(3) 業務内容

構築業務

災害時の災害情報等の情報収集、共有、発信を一元的に管理運用可能な総合防災情報システムについて、新庁舎建て替え工事に合わせプロジェクト管理を実施し、区の要求する機能要件、非機能要件に則りシステムの設計・開発を行う。運用開始前には、職員へのシステム説明および操作研修を実施し、システムの運用に向けた支援も行う。

運用保守業務

構築を行った総合防災情報システムについて、平時における運用支援、稼働監視、構築管理、障害発生時の復旧対応等、総合防災情報システムの安定的な稼働に向けた運用保守を委託する。

(4) 履行期間(予定)

構築業務：令和4年10月下旬から令和5年8月31日まで(債務負担行為)

運用保守業務：令和5年9月1日～令和10年8月31日までの5年間
世田谷区総合防災情報システム運用保守業務（長期継続契約）は、当該契約の事業にかかる区の予算配当があること、前年度の履行状況が良好であること及び委託者に法令に反する事項など継続して業務を委託しがたい状況が無いことを契約締結の条件とする。

2．提案限度価格

- (1) 構築業務：198,000,000円(税込)
- (2) 運用保守業務（履行期間合計（5か年））：137,500,000円（税込）
年額：27,500,000円（税込）

3．参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

履歴事項全部証明書

税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書

（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

財務諸表（過去2年間）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (5) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 平成29年度以降に、都道府県および政令市・中核市・特別区いずれかにおけるクラウドサービス型での総合防災情報システムに係る構築及び運用保守実績（契約実績とする）を有すること。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運用する「プライバシーマーク制度」に基づくプライバシーマーク又は同等制度を取得していること。

4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5. 提案書を特定するための評価基準

以下の評価項目にて、本区で定める選定委員会が評価を行う。

(1) 書類審査

業務評価

	評価項目	審査内容
1	導入実績	他自治体における同様システムの構築実績
2	概要、コンセプト	提案するシステムの概要、コンセプトのわかりやすさ
3	機能	提案するシステムに搭載されている機能
4	非機能要件	システムの構成、性能、信頼性及びセキュリティ対策等の非機能要件
5	運用・保守	運用保守業務の内容
6	開発手法・実施体制	本業務のプロジェクト管理、開発手法、実施体制
7	その他	その他の独自提案事項

価格評価 (経費見積書記載金額)

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション評価

	評価項目	審査内容
1	プレゼンテーション	提案内容について、他自治体での経験等に基づいた納得性のある説明であったか

6. 手続き等

(1) 担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2番27号

世田谷区危機管理部災害対策課 (世田谷区役所第3庁舎3階 32番窓口)

電話 03-5432-2262 ファクシミリ 03-5432-3014

(2) 提案要求説明書の交付

期 間 令和4年7月15日(金)から令和4年7月29日(金)まで

場 所 (紙媒体)上記(1)に同じ

(電子データ)区ホームページの以下ページからダウンロード

「世田谷区総合防災情報システム構築業務及び運用保守業務委託」の
公募型プロポーザルに係る提案事業者の募集について
(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/007/d00199041.html>)」

交付方法 希望者に無償で交付する

紙媒体交付の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、土
日祝日を除く。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和4年7月29日(金)午後5時まで

提出場所 上記(1)に同じ

提出方法 持参または郵送に限る(これ以外の方法による提出は認めない。)

郵送の場合、の時点で必着とする。(消印は認めない。)

なお、区は、郵送等の事故による責任を負わない。

通 知 参加表明書の資格を確認後、8月4日(木)を目途に、各参加表明者宛
てに提案招請通知を発送する。

(4) 提案要求説明書に関する質問の受付期間等

受付期間 参加表明書提出後から令和4年8月8日(月)午後5時まで

参加表明書を提出した事業者からのみ受け付ける。

提出方法 別途指定する様式に必要事項を記載の上、電子メールでの提出とする。

質問宛先 提案要求説明書に記載

回答方法 質問及び回答は質問者名を伏せて8月15日(月)を目処に、提案参加
表明書を提出した全ての事業者宛てに電子メールで回答する。

(5) 提案書の提出期限等

提出期限 令和4年8月29日(月)午後5時まで

提出場所 上記(1)に同じ

方 法 持参または郵送に限る(これ以外の方法による提出は認めない。)

なお、区は、郵送等の事故による責任を負わない。

7. 審査

(1) 書類審査

提出された提案書を評価基準に基づき審査し、上位3事業者を選定する。

選定結果は、文書にて通知する。

選定した事業者については、併せてプレゼンテーション審査の招請を通知する。

(2) プレゼンテーション審査

書類審査合格者によるプレゼンテーション審査を行い、システム構築業務等契約締結の優先交渉事業者として選定する。

開催期日 別途、通知する。

開催場所 別途、通知する。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (7) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (8) 提案書の提出期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 提出された提案書は返還しない。
- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができるものとする。
- (11) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (12) 提案書の提出後に「3.参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (14) 詳細は、説明書による。
- (15) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者の場合**

東京都の公共工事設計労務単価の
職種ごとの単価の85%相当額
(各職種の金額は裏面をご覧ください。)

**工事以外の契約の
労働者の場合**

(不動産、賃貸借を除く)

1 時間あたり 1, 170 円

労働報酬下限額とは・・・

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。

労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。

一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは・・・

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、
世田谷区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/004/d00135058.html>

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,625円	潜かん世話役	3,804円	型わく工	2,795円
普通作業員	2,295円	さく岩工	3,284円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,124円	左官	2,944円
造園工	2,295円	トンネル作業員	2,635円	配管工	2,497円
法面工	2,880円	トンネル世話役	3,570円	はつり工	2,667円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,177円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,039円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,783円	サッシ工	2,731円
電工	2,731円	土木一般世話役	2,710円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,933円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,731円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,561円	ダクト工	2,434円
塗装工	3,103円	潜水士	4,399円	保温工	2,412円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,103円	設備機械工	2,444円
運転手(特殊)	2,614円	潜水送気員	3,029円	交通誘導員A	1,658円
運転手(一般)	2,157円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,477円
潜かん工	3,230円	軌道工	4,962円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和3年12月20日告示によるものです。なお、工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額については、算定基礎となる国土交通省が定める公共工事設計労務単価が改定（例年2月に改定）された際には、あらためて改定額の告示を行います。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約（同労働報酬下限額の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。